

## 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議

北朝鮮が、今年に入ってミサイル発射実験を繰り返していることは重大な遺憾である。

これらは、国際の平和と安全に深刻な脅威を及ぼし、地域と世界の平和と安定に逆行する極めて重大な行為であり、また、北朝鮮に対し、核開発の放棄並びに弾道ミサイル技術を利用した、いかなる発射も行わないことを求めた国連安全保障理事会決議、6か国協議の共同声明、日朝平壤宣言にも違反する暴挙である。

本市議会は、これまでも北朝鮮が行った核実験の実施や長距離弾道ミサイル発射に対し、繰り返し厳しく抗議し、中止を求める決議などを行ってきた。しかし、令和4年12月末から繰り返し弾道ミサイルが発射され、令和5年2月18日にはICBM級の弾道ミサイルを我が国の排他的経済水域（EEZ）内に着弾させるという暴挙、そして5月31日には、北朝鮮が「人工衛星」と称した弾道ミサイルの可能性のあるものを南方向に向けて発射し、その周辺への落下が予測されたことから、Jアラートが起動する事態が頻発している。

よって、本市議会は、北朝鮮に対し、一連の軍事行動を厳しく糾弾するとともに、世界の恒久平和と東アジアの平和と安定を願い、再び核実験や長距離弾道ミサイルの発射を行わないことを強く求め、また、北朝鮮が国連安全保障理事会決議を守り、6か国協議の共同声明に立ち返り、国際社会の責任ある一員としての行動をとるよう強く求める。また、日本政府に対し、日本国民の生命と安全を守る立場から、北朝鮮が非核化への道を歩むための圧力をかけるとともに、国際社会と協力して事態の平和的解決を図るよう求める。

以上、決議する。

令和5年6月21日

内閣総理大臣  
総務大臣 殿  
外務大臣  
防衛大臣

座間市議会